

(案)

令和5年

# 秋の全国交通安全運動

令和5年9月21日(木)～9月30日(土)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

9月30日(土)は交通事故死ゼロを目指す日です



第十一回東京都交通安全ポスターコンクール(令和五年度実施)  
知事賞 小学校五年 大場 麻清(おおば ますみ)さんの作品



東京都 / 首都交通対策協議会

# 東京都からみなさんへ

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。

都内では、重大交通事故が多く発生しています。とりわけ歩行者の安全確保は、重要な課題です。運転する方は、スピードを出し過ぎず、「歩行者優先」を心掛けましょう。横断歩道を渡るうとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一旦停止し、歩行者が安全に渡れるようにしてください。交差点でも、安全確認の徹底をお願いします。周囲に配慮する余裕をもって、運転しましょう。飲酒運転は、重大な犯罪です。絶対にやめましょう。

歩行者や自転車の方は、「信号を守る、道路に飛び出さない」といった、基本的な交通ルールを今一度確認しましょう。「横断歩道や交差点では、道路を渡る前に車が来ないことを確認し、車が来ているときは車が止まったことを確かめてから渡る」といった行動を習慣づけてください。手をあげるなど、道路を渡ることを運転手さんに伝えることも大切です。また、自転車に乗る際は、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。

特に高齢ドライバーの方は、体調が優れない時には運転を控えてください。先進安全技術を搭載した「セーフティ・サポートカーS」の利用も、お勧めします。運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、ぜひ一度、都内の警察署に相談してみてください。運転免許の自主返納やその後の生活サポートなど、的確なアドバイスがもらえenと思います。

このリーフレットのチェックポイントを、ぜひご一読ください。みんなで交通ルール、交通マナーを守り、悲惨な交通事故を無くして、誰もがいきいきと活躍できる東京を創り上げてまいりましょう。



小池百合子

## 運転免許証の自主返納について

運転免許をお持ちの高齢者のみなさまが運転をやめられた際の生活をサポートするため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会による、「運転経歴証明書」を提示した場合の様々な特典があります。「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」という方、運転をやめるかお悩みの方は、お近くの警察署にご相談ください。

自動車の運転をやめられた高齢者のみなさまに対する生活サポートの趣旨に賛同した企業、店舗、文化施設等において、様々な特典が受けられます。運転経歴証明書の交付を受けた年齢65歳以上の方は、お持ちの運転経歴証明書により東京都の「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や一部の美術館等で各種優待を受けることができます。

### ノーカーライフを応援します



シニアカー購入の割引等



温浴施設等の割引

テリバリー利用時のサービス



高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店はこちらから

美術館の入館料割引等



## 運転経歴証明書とは

運転経歴証明書は、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができます。（身分証明書として対応していない機関もありますのでご注意ください。）

運転免許試験場、運転免許更新センター、各警察署で申請することができます。

### 運転経歴証明書の交付申請ができる方

- 現住所が東京都内にあり、
- 有効な運転免許証を自主返納する方
- 運転免許証の自主返納をした日から5年以内の方
- 運転免許証の有効期間が過ぎてから5年以内の方



★免許返納及び運転経歴証明書の詳しい申請方法は、[警視庁ホームページ](#)をご覧ください。か、お近くの警察署（交通総務係）にお問い合わせください。

## 令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車「特定原付」\*として 電動キックボードに新しいルールができました！

\*最高時速20キロ以下など、一定の条件を満たした場合に限る

乗る前に確認！

- ・16歳未満は運転禁止（16歳以上免許不要）
- ・自賠責保険（共済）加入必須
- ・ナンバープレート必須



安全安心を推進するマスコットキャラクター  
みまもりいぬ

ルールを守って安全利用！

- ・ヘルメットを着用しよう（努力義務）
- ・曲がる時はウィンカー
- ・運転中は携帯電話等を使用しない
- ・信号や標識を守る
- ・飲酒運転しない
- ・車道か自転車道が原則
- ・二人乗りしない
- ・道端などに放置しない

詳細はHPでチェック

都民安全 特定原付

検索



ドライバーの皆さんへ！

# STOP! 横断歩道!

歩行者を守るための 3つのチェック を実践しましょう!

ダイヤモンドや標識を **チェック**



横断歩道等があることを示す**ダイヤモンド**や、横断歩道の存在を示す**標識**を確実に確かめましょう。

横断歩行者がいることを **チェック**



横断歩道付近の歩行者は横断するとの前提に立ち、**歩行者を見つけたら手前で止まり**ましょう。

歩行者と意思の疎通を **チェック**



ドライバーが歩行者を優先していることを、**手で表現するなどアクション**で示しましょう。

運転者は法令上、横断歩道等を横断している、又は、横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

## 歩行者の皆さんへ!

横断歩道を安全に渡る方法 3つのチェック+1(プラスワン)

歩行中の方が犠牲となる交通事故が多く発生しています。ご自身の大切な命を守っていただくため、歩行者の皆さんには道路を安全に横断するための、「簡単で効果的な3つのチェック」を実践していただくようお願いします。横断歩道を渡る前に、「車が来ていないかチェック」「車が止まったかチェック」、横断歩道を渡っている間も「車が来ないかチェック」です。これら「3つのチェック」とともに、車のドライバーに対して、これから道路を横断するという意思をはっきりと示す「+1(プラスワン)」アクションを起こしていただくと、さらに効果的です。

車が来ていないか **チェック**



横断歩道を渡る前に  
**左右から車が来ていないか**を確認しましょう

車が止まったか **チェック**



横断歩道を渡る前に  
**車がきちんと止まったか**を確認しましょう

横断中も車を **チェック**



横断歩道を渡っている間も  
**左右から車が来ないか**を確認しましょう

さらに **プラスワン +1** **アクション!**



横断歩道を渡る時は、これから渡ることを **アクション**で(手をあげる・車の方を見るなど)運転手さんに渡りたい気持ちを伝えよう!

## 交通ルールを守りましょう!

歩行者は横断歩道を渡りましょう。横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などはとても危険な行動です。絶対にやめましょう。



# 令和5年秋の全国交通安全運動における東京都の重点は次に掲げる5項目です。

## 重点① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

### 保護者の方へ

都内では、こどもの交通事故が多く発生しており、飛び出しを原因とした重大事故も発生しています。

また、歩行中の交通事故死傷者数を年齢別に見ると、7歳が最多です。

保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、日頃からお子様に道路の安全な通行方法を繰り返し教えていただくようお願いいたします。



### 高齢者の方へ

歩行中の死亡事故をみると、犠牲となった方の4割以上を高齢者が占めています。高齢歩行者側による信号無視や横断違反が多く認められます。慣れた道でも必ず交通ルールを守り、十分な安全確認をお願いします。

### 全ての歩行者の方へ

横断歩道を横断する際は、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自ら守る」安全な行動を実践してください。

お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる重大事故が発生しています。お酒を飲んだときは、家に帰るまで気を引き締めましょう。



## 重点② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

### 反射材を活用しましょう

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。

歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身につけるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。



### ライトは早めに点灯しましょう

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。

ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。



### 飲酒運転は絶対にやめましょう

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。

車もバイクも自転車も、お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

## 重点③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。自転車乗用中の交通事故の多くは交差点での出会い頭事故です。交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。

自転車を利用する際は、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう



## 重点④ 特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）の交通ルール遵守の徹底

7月1日から、特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）の新しいルールが始まりました。

飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら、絶対に運転しないでください。

都内では、電動キックボード等利用中の交通事故が多く発生しています。

利用する前に、交通ルール（※）を確認して安全に利用してください。

※基準を満たしていないものは、形状が電動キックボード等であっても特定小型原動機付自転車ではありません。一般原動機付自転車または自動車に応じた交通ルールが適用されます。



## 重点⑤ 二輪車の交通事故防止

二輪車の死亡事故をみると、約7割が通勤中に発生しています。

二輪車を運転するときは、慣れた道でも速度を控えて安全走行を心がけましょう。

車の間のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめてください。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。

